

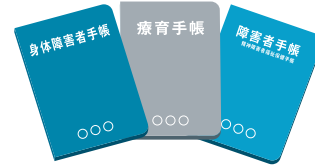
重度障がいの特 別医療費受給資格証の更新

重度障がいの特別医療費受給資格証の有効期限は7月31日です。該当の人は早めに更新手続きをしてください。

また、現在受給資格証を持っていない人でも、前年中の所得額によっては対象となる場合がありますので、ご相談ください。

対象者

- (1)身体障がい者 … 身体障害者手帳(1～2級)所持者
 - (2)知的障がい者 … 療育手帳(A)所持者
 - (3)精神障がい者 … 精神保健福祉手帳(1級)所持者
- ※所得制限などにより受給できない場合があります。



申請・更新に必要なもの

- ①健康保険証
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
- ③<更新する人>特別医療費受給資格証
- ④<令和5年1月2日以降に伯耆町に転入した人>
令和5年1月1日現在の住所地の役所が発行する令和5年度(令和4年中)所得課税証明書(所得と控除の内訳がわかるもの)

申請・更新窓口

健康対策課 健康増進室 または 分庁総合窓口課

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536

手遅れになる前に受診を 非ウイルス性肝臓がんリスク検査

最近3年間の鳥取県内の肝臓がんの約60%は、肥満、糖尿病、高脂血症などの生活習慣病などを原因とする、非ウイルス性の肝臓がんが多くを占めています。非ウイルス性の肝臓がんは、発見されたときには手遅れのことが多く、治療が困難となっています。

町の特 定健診の結果で生活習慣病要精密検査と判定された人には、町から検診をご案内します。ぜひ非ウイルス性肝臓がんリスク検査を受けましょう。

定期検査費用の助成も！

鳥取県では、リスク検査で「高リスク」と判定された人に、定期検査費用の助成を行なっています。

助成を受けるためには、申請が必要です。詳しくはこちら(鳥取県ホームページ)▶



問い合わせ先

リスク検査に関すること：健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536
検査費用助成に関すること：西部総合事務所 米子保健所 ☎ 0859-31-9317